

臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	
（１）業務の適正を確保するための体制……………	1
（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要…………	3
連結注記表……………	8
個別注記表……………	21

法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.rikenvitamin.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しているものであります。

理研ビタミン株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループは、経営理念および理研ビタミングループ行動規範に基づいた行動を行い、コンプライアンス推進活動を通じて、すべての事業活動が高い倫理観と法令遵守の精神に基づいて行われる企業風土を構築する。
- イ. 当社は監査等委員会制度を採用し、弁護士資格所有者および公認会計士資格所有者を含む社外取締役を置くことにより、取締役会の監督機能の強化を図る。
- ウ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス推進規程および理研ビタミングループ行動規範を定めるとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会およびコンプライアンスを推進する部門であるCSR推進部を置き、体制の整備を図る。また、社外有識者等による研修の実施、企業倫理ホットラインの運営等によりコンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- エ. 取締役または使用人等の法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度として、監査等委員会またはCSR推進部を直接の情報受領者とする企業倫理ホットライン制度を整備する。本制度は企業倫理ホットライン制度運営規則に基づきその運用を行い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようにプライバシー保護等に十分配慮するものとする。
- オ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは、断固として対決し、取引関係その他一切の関係を持たない。不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- カ. 当社は業務執行ラインから独立した監査部を置く。監査部は、内部監査規程に基づき使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査を実施し、社長への報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会の議事録を法令の定めに基づいて作成・管理するほか、稟議書およびその他文書等の情報を、文書管理規程および機密管理規程に基づき、その保存媒体に応じて検索性の高い状態で適切かつ確実に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社グループは、業務執行に係るリスクとして「安全性」、「研究開発」、「知的財産権」、「情報管理システム」、「為替変動その他外的要因」等の各リスクを評価し、これらの予防および発生時の対処のために、当社および関係会社より選出された委員によって構成されるリスク管理委員会を設置する。
- イ. リスク管理委員会による全社的な統括の下リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程、マニュアルを制定し、平常時からリスクの予防および発生時に備える。
- ウ. 当社グループは、不測の事態発生時に顧客・取引先・地域社会等すべての利害関係者への被害拡大を防止し、自社の損害を最小限に止める体制を整える。不測の事態には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、情報収集および連絡に当たるとともに、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会の意思決定の迅速化や経営の機動性を高めるため、会長、社長、専務、常務によって構成される経営会議および取締役、常務執行役員、執行役員による執行役員会（必要により関係部長を含む）を設置する。
- ウ. 業務執行の適切な委譲により、取締役会の機能を経営上の重要事項の決定と監督に集中するため、常務執行役員制度を設ける。
- エ. 経営の効率化、監督機能と業務執行の強化を目的として執行役員制度を設ける。
- オ. 当社は3カ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 子会社の管理は関係会社管理規程に基づき実施する。子会社は同規程に基づきその業績およびその他の重要事項について当社取締役会に定期的に報告するものとする。
- イ. 監査部は関係会社管理規程に基づき定期的に子会社監査を行う。
- ウ. 監査等委員は関係会社管理規程に基づき関係部署より回覧された稟議書、報告書等を閲覧し、必要に応じ当社グループの取締役および使用人等に対して報告を求める。
- エ. 子会社を対象に含み3カ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査等委員会の要請がある場合には、その職務を補助する使用人を選任する。
- イ. 当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ウ. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務の補助を優先するものとする。

⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をする為の体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査等委員会は常勤の監査等委員を選定し、社内情報の収集と共有化に努め、監査の実効性を高める。監査等委員は取締役会および執行役員会その他の重要な会議に出席するほか、定期的に代表取締役との意見交換を行う。
- イ. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等に対して報告を求めることができる。
- ウ. 監査等委員会は、監査部から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求めるなど緊密に連携する。
- エ. 監査等委員会は、子会社監査役および会計監査人と定期的な会合をもつほか、随時緊密な情報交換を行うなど連携する。
- オ. 監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は速やかにこれを処理するものとする。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な財務報告に係る内部統制の整備および運用体制の構築を行い、その整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 業務の適正を確保するための体制全般

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、毎事業年度その状況を経営会議において審議し、取締役会に報告しております。なお、当事業年度中の取締役の職務執行の適法性および効率性を確保するための主な会議として、取締役会は13回、経営会議は17回、監査等委員会は14回開催しております。加えて、当事業年度中に取締役会の機能を経営上の重要事項の決定と監督に集中するため、常務執行役員制度を設けております。また、当社グループは2018年4月より2021年3月までの3年間を対象とする中期経営計画を策定し、実施計画に基づき推進しております。

② コンプライアンスに関する事項

当社は、コンプライアンス推進規程に基づきCSR推進部等の体制を整備しており、社外有識者等による研修や組織レベルでの定期的な学習会、Eメールを用いたコンプライアンス情報の発信等が継続して実施されております。また、社内通報制度である企業倫理ホットライン制度が規則に基づき運用されており、CSR推進部による通報内容への対応が実施されるとともに、報告をした者が不利な扱いを受けないようプライバシー保護等への配慮がなされております。

③ リスク管理に関する事項

当社および関係会社より選出された委員によって構成されるリスク管理委員会を毎事業年度定期的で開催し、各委員が選定した重点リスクに関する施策の実施状況や当社グループ全体で対処すべきリスクに関する検証を行っております。また、当社は不測の事態発生時には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し迅速な対応を行うこととしておりますが、当事業年度は危機対策本部を設置すべき事態は発生しておりません。なお、「事業の経過およびその成果」記載のとおり、当事業年度末日後に、当社の連結子会社である「青島福生食品有限公司（中国）（以下「青島福生食品」という。）」において、エビの加工販売の取引に関し、当事業年度に係る当該取引の実在性を確認するには至らなかったとの事態、さらにその後、当社と青島福生食品との間で、在庫の仕入・製造時期についての認識に相違があることが判明し、過年度においてそれらの評価が適切に行われていなかったため、過年度の当社の連結貸借対照表上のたな卸資産が過大に計上されていたとの事態が発生しました。当社としては、この原因は、青島福生食品のガバナンス体制、同社における適切な業務手順書や在庫管理体制の整備、財務諸表作成過程のレビュー体制および当社への報告体制、取締役会をはじめとする当社の監視機関によるモニタリング体制がそれぞれ十分でなかったことにあると認識しております。当社は、2度にわたり特別調査委員会から受領した調査報告書の内容とグループ・ガバナンスの見直しに係る提言を真摯に受け止め、決定した業務改善策を推進してまいります。

④ 監査等委員会の活動状況

監査等委員会が定めた監査計画に基づき、監査等委員は取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は経営会議、執行役員会等の重要な会議に出席し、さらには社内の部門会議にも積極的に参加し、取締役等からその職務の執行に関する事項の報告を受けております。また、重要な決裁書類等を閲覧するほか、内部監査部門、内部統制の関連部署および会計監査人等と、定期会合および随時の情報交換・意見交換を通じて、当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況を確認し、改善を図っております。

⑤ 内部監査に関する事項

監査部は内部監査規程に基づく使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査、ならびに関係会社管理規程に基づく関係会社監査等を実施しており、その実施状況や監査結果については定期的に経営会議に報告されております。また、監査等委員会との間においても定期的な情報交換の機会を設けております。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。なお、2020年11月19日開催の取締役会決議により、更なる体制の整備や強化を図ることを目的として、上記の内容を次のとおり一部改定しております。(下線は改定部分であります。)

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループは、経営理念および理研ビタミングループ行動規範に基づいた行動を行い、コンプライアンス推進活動を通じて、すべての事業活動が高い倫理観と法令遵守の精神に基づいて行われる企業風土を構築する。
- イ. 当社は監査等委員会制度を採用し、弁護士資格所有者および公認会計士資格所有者を含む社外取締役を置くことにより、取締役会の監督機能の強化を図る。
- ウ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス推進規程および理研ビタミングループ行動規範を定めるとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会およびコンプライアンスを推進する部門であるCSR推進部を置き、体制の整備を図る。
- エ. 具体的な事例に基づくケーススタディ等によるコンプライアンス学習を実施し、高い倫理観と法令遵守の精神を醸成する。また、社外有識者等による研修の実施、企業倫理ホットラインの運営等によりコンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- オ. 取締役または使用人等の法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度として、監査等委員会またはCSR推進部を直接の情報受領者とする企業倫理ホットライン制度を整備する。本制度は企業倫理ホットライン制度運営規則に基づきその運用を行い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようプライバシー保護等に十分配慮するものとする。
- カ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは、断固として対決し、取引関係その他一切の関係を持たない。不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- キ. 当社は業務執行ラインから独立した監査部を置く。監査部は、内部監査規程に基づき使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査を実施し、社長への報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会の議事録を法令の定めに基づいて作成・管理するほか、稟議書およびその他文書等の情報を、文書管理規程および機密管理規程に基づき、その保存媒体に応じて検索性の高い状態で適切かつ確実に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社グループは、業務執行に係るリスクとして「市況変動」、「安全性」、「原材料の調達」、「為替変動」、「知的財産権」、「情報・管理システム」、「自然災害等」、「法的規制」、「海外事業」の各リスクを評価し、これらの予防および発生時の対処のために、当社および関係会社より選出された委員によって構成されるリスク管理委員会を設置する。
- イ. リスク管理委員会による全社的な統括の下リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程、マニュアルを制定し、平常時からリスクの予防および発生時に備える。
- ウ. 子会社のリスク管理体制を定期的に評価し改善するため、当社は子会社の自立的なリスク管理のために必要なルールの策定と、業務におけるリスクの評価・管理のための教育を実施する。
- エ. 当社グループは、不測の事態発生時に顧客・取引先・地域社会等すべての利害関係者への被害拡大を防止し、自社の損害を最小限に止める体制を整える。不測の事態には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、情報収集および連絡に当たるとともに、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会の意思決定の迅速化や経営の機動性を高めるため、会長、社長、副社長、専務、常務によって構成される経営会議および取締役、常務執行役員、執行役員による執行役員会（必要により関係部長を含む）を設置する。
- ウ. 業務執行の適切な委譲により、取締役会の機能を経営上の重要事項の決定と監督に集中するため、常務執行役員制度を設ける。
- エ. 経営の効率化、監督機能と業務執行の強化を目的として執行役員制度を設ける。
- オ. 当社は3ヵ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 親会社である理研ビタミンの企業文化や経営方針を子会社と共有するため、子会社の役職者および従業員への教育を強化する。また、重要事項を適時適切に伝達するため、双方向のコミュニケーションを強化し、特に海外子会社については社内の他言語習得者の活用やWeb会議等の手法を用いて情報共有を促進する。
- イ. 子会社の管理は関係会社管理規程に基づき実施する。また、関係会社管理規程は、当社のグループガバナンスの重要な規程として、実情や状況の変化等を勘案し、適時適切な改定を行う。
- ウ. 内部統制の有効性を高めるため、子会社の事業計画や利益計画の策定、新規開発テーマ等への管理のみならず、事業運営全体の情報や課題を共有するための管理・指導を行う。また、子会社は同規程に基づき、当社社長に承認を得なければならない重要事項について事前承認を得るものとし、その業績およびその他の重要事項について当社取締役会に定期的に報告するものとする。
- エ. 監査部は関係会社管理規程に基づき定期的に子会社監査を行う。

- オ. 子会社が新規に取引を開始する際の十分な審査の実施や、契約書等の必要な情報の当社との共有化を更に進める。
 - カ. 原料調達・製造・在庫・物流・販売等の一連のサプライチェーンにおける手順書の整備、プロセス管理、証憑類の管理を強化し、当社が定期的に確認を行う。
 - キ. 当社グループが必要とするレベルのITシステムによる管理とそのための人材の充実を図り、業務管理体制の強化と業務内容の検証を行う体制の整備を促進する。
 - ク. 監査等委員は関係会社管理規程に基づき関係部署より回覧された稟議書、報告書等を閲覧し、必要に応じ当社グループの取締役および使用人等に対して報告を求める。
 - ケ. 子会社を対象に含み3カ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の要請がある場合には、その職務を補助する使用人を選任する。
 - イ. 当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ウ. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務の補助を優先するものとする。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をする為の体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会は常勤の監査等委員を選定し、社内情報の収集と共有化に努め、監査の実効性を高める。監査等委員は取締役会および執行役員会その他の重要な会議に出席するほか、定期的に代表取締役との意見交換を行う。
 - イ. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等に対して報告を求めることができる。
 - ウ. 監査等委員会は、監査部から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求めるなど緊密に連携する。
 - エ. 監査等委員会は、子会社監査役および会計監査人と定期的な会合をもつほか、随時緊密な情報交換を行うなど連携する。
 - オ. 監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は速やかにこれを処理するものとする。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な財務報告に係る内部統制の整備および運用体制の構築を行い、その整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

連結注記表 (2020年3月31日現在)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社

連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

理研食品(株)、(株)健正堂、栄研商事(株)、サニー包装(株)、
RIKEVITA (MALAYSIA) SDN.BHD.、RIKEVITA (SINGAPORE) PTE LTD、
RIKEN VITAMIN EUROPE GmbH、RIKEN VITAMIN USA INC.、GUYMON EXTRACTS INC.、
天津理研維他食品有限公司、青島福生食品有限公司、
理研維他精化食品工業(上海)有限公司、理研維他亜細亜股份有限公司

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました進和食品(株)は清算したため、
連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社

非連結子会社 新研産業(株)他 計5社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 新研産業(株)他 計5社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社は以下のとおりであります。

会社名	事業年度の末日
GUYMON EXTRACTS INC.	12月末日
天津理研維他食品有限公司	12月末日
青島福生食品有限公司	12月末日
理研維他精化食品工業(上海)有限公司	12月末日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ ……………時価法

③ たな卸資産 ……………主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

ア. 2007年3月31日以前に取得したもの …… 旧定額法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

在外連結子会社 …… 定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く) …… 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役等及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、取締役等及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理体制としては、ヘッジ取引は担当部門が実行し、経理部が管理及び随時取締役会へ報告し、承認を受けております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

連結損益計算書関係

前連結会計年度において区分掲記しておりました「支払手数料」は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「支払手数料」は31百万円であります。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「固定資産売却益」は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「固定資産売却益」は2百万円であります。

(追加情報)

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社の取締役及び常務執行役員（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、以下、「取締役等」という。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「役員報酬B I P 信託」を導入しております。

役員報酬B I P 信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、役位及び業績目標の達成度等に応じて、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行います。取締役等が株式等の交付等を受けるのは、取締役等退任後となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で純資産の部の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、297百万円、67,207株であります。

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社の執行役員（顧問執行役員を含み、取締役兼務者を除く。以下同じ。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「株式付与 E S O P 信託」を導入しております。

株式付与 E S O P 信託は、予め定める株式交付規程に基づき執行役員に交付すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、一定の要件を充足する執行役員に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行います。執行役員が株式等の交付等を受けるのは、執行役員退任後となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で純資産の部の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、151百万円、35,170株であります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社グループの足許の業績に影響が生じております。今後、2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績への影響が増大する可能性があります。

実在性等を確認できない取引に関する事項

当社連結子会社である青島福生食品有限公司（総資産額9,465百万円、以下「青島福生食品」という。）における特定の顧客とのエビ加工販売の取引について、取引開始の経緯や取引高が急増した背景などの取引を行った理由や、特定の仕入先を含む取引全体の商流など、取引の全容が解明できず、営業取引としての実在性を確認できなかったため、当社は、外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、事実関係の調査を行いました。

その結果、当該取引の仕入・加工販売取引の実在性を否定すべき明確な根拠は検出されなかったものの、取引を行った理由や取引全体の商流を明らかにすることができず、また、青島福生食品において当該取引に関連する記録および資料の適切な管理が徹底されていなかったことや十分な調査協力が得られなかったこともあり、特定の仕入先からの仕入取引、加工、特定顧客への販売取引についての取引の全容の解明、当該取引の実在性を確認するには至りませんでした。

この調査結果を踏まえ、当社としては取引の全容および実在性が確認できなかった特定の顧客向けの売上高12,351百万円を取り消し、既入金額を仮受金12,348百万円として計上するとともに、取り消した売上に対応する売上原価12,050百万円（特定の仕入先からの仕入高を含む）は営業損益以外の項目と判断し、特別損失に計上し、連結計算書類を作成しております。

また、前連結会計年度においても取引の全容および実在性が確認できなかった特定の顧客向けの売上高が863百万円生じておりました。当該売上高を取り消したこと等により、連結株主資本等変動計算書の過年度修正による累積的影響額として剰余金期首残高が863百万円減少し、為替換算調整勘定期首残高が25百万円増加しております。

なお、当連結会計年度において取引の全容および実在性が確認できない以下のものが連結計算書類に含まれております。

連結貸借対照表	
仮受金	12,348百万円
支払手形及び買掛金	437百万円
連結損益計算書	
水産加工品取引関連損失	12,050百万円
連結株主資本等変動計算書	
過年度修正による累積的影響額	△837百万円
(利益剰余金期首残高	△863百万円)
(為替換算調整勘定期首残高	25百万円)

たな卸資産の評価の修正について

当社連結子会社である青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）が、2020年8月に鱈などを中心とした水産加工品を廉価で処分販売した事実が判明したことに伴い、青島福生食品のたな卸資産の評価が適切に行われていなかった疑いが生じたため、当社は、外部専門家を含む特別調査委員会を設置し事実関係の調査を行いました。

その結果、青島福生食品において適切なたな卸資産の管理がなされておらず、たな卸資産を評価するための記録が正確に作成されていなかったため、過年度において連結貸借対照表上のたな卸資産の評価が適切に行われていなかったことが判明いたしました。

当社は2020年10月上旬に実地棚卸を行うとともに、2020年8月に廉価で販売した水産加工品に関する書類および青島福生食品からの事実関係の説明による入手可能な情報に基づいて、たな卸資産の評価を修正いたしました。

なお、当連結会計年度のたな卸資産への影響額および売上原価に含まれるたな卸資産評価損の修正額ならびに連結株主資本等変動計算書の過年度修正による累積的影響額は以下のとおりです。

連結貸借対照表	
商品及び製品	△883百万円
原材料及び貯蔵品	△1,715百万円
連結損益計算書	
売上原価	1,079百万円
連結株主資本等変動計算書	
過年度修正による累積的影響額	△1,556百万円
(利益剰余金期首残高)	△1,606百万円)
(為替換算調整勘定期首残高)	49百万円)

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 62,472百万円

(2) 圧縮記帳

有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物及び構築物	430百万円
機械装置及び運搬具	629百万円
工具、器具及び備品	15百万円
土地	8百万円
計	1,084百万円

(3) 偶発債務

(保証債務)

勤労者財産形成促進法に基づく従業員の
銀行からの借入金に対する保証 2百万円

(4) 貸出コミットメントライン

当社は、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントラインを締結しております。

貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,000百万円

連結損益計算書に関する注記

(1) 水産加工品取引関連損失は、連結計算書類「連結注記表(追加情報)実在性等を確認できない取引に関する事項」に記載した取引によるものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,352,550株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	709	43.00	2019年3月31日	2019年6月5日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	668	40.50	2019年9月30日	2019年12月5日

(注) 2019年5月21日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれています。

2019年10月31日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれています。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	717	43.50	2020年3月31日	2020年6月10日

(注) 1. 2020年5月26日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれています。

2. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,411円87銭

(2) 1株当たり当期純損失 272円48銭

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失 8,933百万円

普通株主に帰属しない金額 -百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 8,933百万円

期中平均株式数 32,787,647株

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失は株式分割後の数値を表示しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行うことでリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は業務上の関係を有する企業等の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に自己株式取得に係る資金調達であります。また、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	14,538	14,538	—
(2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権 貸倒引当金	19,453 △105		
	19,347	19,347	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	17,497	17,497	—
(4) 支払手形及び買掛金、電子記録債務	(7,241)	(7,241)	—
(5) 短期借入金 (*2)	(7,219)	(7,219)	—
(6) 長期借入金 (*2)	(15,927)	(15,912)	△14
(7) デリバティブ取引 (*3)	(152)	(152)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、本表では長期借入金として表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券
時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに (5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金
長期借入金は固定金利によるものであり、その時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) デリバティブ取引
為替予約等の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。
- (注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額40百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年2月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2020年3月31日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	:	20,352,550株
今回の分割により増加する株式数	:	20,352,550株
株式分割後の発行済株式数	:	40,705,100株
株式分割後の発行可能株式総数	:	160,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2020年3月16日(月)
基準日	2020年3月31日(火)
効力発生日	2020年4月1日(水)

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年4月1日(水)をもって、当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(変更箇所の下線を付しています)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>9,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>1億6,000万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2020年4月1日(水)

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2020年4月1日(水)を効力発生日としておりますので、2020年3月31日(火)を配当基準日とする2020年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(実在性等を確認できない取引に関する事項)

「連結注記表(追加情報)実在性等を確認できない取引に関する事項」に記載した取引は、翌連結会計年度も2020年4月まで継続していたことを確認しております。

当該取引の実在性が確認できない状況が続く場合には、翌連結会計年度においても当連結会計年度と同様に、特定の顧客向けの売上高1,500百万円を取り消し、取り消した売上に対応する売上原価1,478百万円(特定の仕入先からの仕入高を含む)を、営業損益以外の項目と判断し、特別損失(水産加工品取引関連損失)に計上する可能性があります。

	翌連結会計年度
水産加工品取引関連損失	1,478百万円

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響について)

中国において輸入冷凍水産品から新型コロナウイルスが検出され、輸入冷凍水産品からの感染リスクに関する報道が過熱しており、中国国内向け販売が著しく低迷しております。そのため販売の見通しが立たない輸入冷凍水産品に対してたな卸資産評価損等を計上する可能性があります。

個別注記表 (2020年3月31日現在)

重要な会計方針に係わる事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

ア. 2007年3月31日以前に取得したもの …… 旧定額法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く) …… 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役等及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、取締役等及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

⑥ 債務保証損失引当金

債務保証による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑦ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップについては、振当処理を採用していません。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約、通貨スワップ
ヘッジ対象	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

- ③ ヘッジ方針
ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約、通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑤ その他
リスク管理体制としては、ヘッジ取引は担当部門が実行し、経理部が管理及び随時取締役会へ報告し、承認を受けております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において区分掲記しておりました「支払手数料」は、当事業年度において金額的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「支払手数料」は26百万円であります。

前事業年度において区分掲記しておりました「固定資産売却益」は、当事業年度において金額的重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「固定資産売却益」は0百万円であります。

前事業年度において区分掲記しておりました「固定資産売却損」は、当事業年度において金額的重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「固定資産売却損」は0百万円であります。

(追加情報)

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについては、「連結注記表（追加情報）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

関係会社投融資に関する事項

「連結注記表（追加情報）（実在性等を確認できない取引に関する事項）および（たな卸資産の評価の修正について）」の記載事由等を起因とし、当社連結子会社である青島福生食品有限公司が債務超過となったことに伴い、当事業年度において以下の引当金および関連する損失を特別損失として計上し、計算書類等を作成しております。

また、前事業年度末における青島福生食品有限公司への貸付金に対する回収可能性を再検討した結果、貸倒引当金の追加計上が必要であると判断したため、株主資本等変動計算書の利益剰余金期首残高が2,445百万円減少しております。

貸借対照表

貸倒引当金	4,957百万円
債務保証損失引当金	6,031百万円
関係会社事業損失引当金	3,805百万円

損益計算書

関係会社出資金評価損	1,509百万円
関係会社貸倒引当金繰入額	1,440百万円
債務保証損失引当金繰入額	6,031百万円
関係会社事業損失引当金繰入額	3,805百万円

株主資本等変動計算書

過年度修正による累積的影響額	△2,445百万円
（利益剰余金期首残高）	△2,445百万円)

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	39,890百万円
(2) 圧縮記帳	
有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。	
機械装置	23百万円
(3) 偶発債務	
(保証債務)	
① 勤労者財産形成促進法に基づく 従業員の銀行からの借入金に対する保証	2百万円
② 関係会社の借入金に対する保証	
青島福生食品有限公司	
保証債務	6,031百万円
債務保証損失引当金	6,031百万円
差引	—
(4) 関係会社に関する金銭債権・債務（独立掲記したものを除く）	
① 短期金銭債権	892百万円
② 短期金銭債務	1,029百万円
(5) 貸出コミットメントライン	
当社は、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントラインを締結しております。	
貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	6,000百万円

損益計算書に関する注記

- | | | |
|--|------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | 売上高 | 2,424百万円 |
| | 仕入高 | 9,872百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 784百万円 |
| (2) 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 | | |
| | 建物 | 2百万円 |
| | 構築物 | 0百万円 |
| | 機械装置 | 8百万円 |
| | 工具、器具及び備品 | 2百万円 |
| | 解体撤去費用等 | 96百万円 |
| | 計 | 111百万円 |
| (3) 関係会社貸倒引当金繰入額は、当社連結子会社である青島福生食品有限公司への関係会社長期貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。 | | |
| (4) 関係会社出資金評価損は、当社連結子会社である青島福生食品有限公司への出資金に係る評価損であります。 | | |
| (5) 債務保証損失引当金繰入額は、当社連結子会社である青島福生食品有限公司の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上したものであります。 | | |
| (6) 関係会社事業損失引当金繰入額は、当社連結子会社である青島福生食品有限公司の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上したものであります。 | | |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,956,436株

- (注) 1. 自己株式の株式数には、「役員報酬 B I P 信託」が保有する当社株式67,207株及び「株式付与 E S O P 信託」が保有する当社株式35,170株が含まれております。
2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の自己株式の株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

債務保証損失引当金	1,846百万円
貸倒引当金	1,518百万円
関係会社出資金評価損	1,297百万円
関係会社事業損失引当金	1,165百万円
賞与引当金	272百万円
資産除去債務	214百万円
未払費用	193百万円
為替差損	115百万円
未払事業税	52百万円
たな卸資産評価損	30百万円
役員退職未払金	23百万円
退職給付引当金	21百万円
その他	94百万円
繰延税金資産 小計	6,846百万円
評価性引当額	△6,071百万円
繰延税金資産 合計	774百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,596百万円
前払年金費用	597百万円
資産除去費用	147百万円
その他	6百万円
繰延税金負債 合計	3,348百万円

繰延税金負債の純額 2,574百万円

関連当事者に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	事業年度末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	理研食品(株)	東京都千代田区	80百万円	わかめ製品等の製造・販売	100.0	—	当社がわかめ商品、エキス製品等を仕入	商品・製品の仕入(注1)	6,379	買掛金	591
子会社	青島福生食品有限公司	中華人民共和国山東省青島膠州市	31,250万元	冷凍野菜、水産加工品の製造・販売	100.0	—	—	資金の貸付(注2/注3)	4,957	関係会社長期貸付金	4,957
								利息の受取(注2)	16	—	—
								債務保証(注4)	6,031	—	—
								出資の引受	1,509	関係会社出資金(注5)	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品及び製品の購入価格については市場価格及び原価を勘案した交渉のうえ決定しております。

(注2) 貸付金の適用利率については要資事情や市場金利等を勘案のうえ各社との協議を経て合理的に決定しております。

(注3) 当該子会社への関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において1,440百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注4) 銀行借入について債務保証を行っております。なお、保証料は市場金利を勘案して平均借入金残高に対して年0.1%としております。当事業年度において6,031百万円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

(注5) 当事業年度において1,509百万円の関係会社出資金評価損を計上しているため、事業年度末残高は「—」となっております。また、当該子会社の事業の損失に備えるため、財政状態等を勘案し、当事業年度において3,805百万円の関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,115円37銭
(2) 1株当たり当期純損失	287円63銭
1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	9,430百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純損失	9,430百万円
期中平均株式数	32,787,647株

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり
当期純損失は株式分割後の数値を表示しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載しておりますので、注記を省略しております。

(連結子会社の財政状態悪化に伴う引当金計上の可能性)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載した取引の实在性が確認できない状況が続く場合には、
当社連結子会社である青島福生食品有限公司の財政状態が悪化するため、当社の個別決算において関係会社事
業損失引当金を追加で計上する可能性があります。